

給付金

臨時福祉給付金の申請はお済みですか

臨時福祉給付金について、該当すると思われる方には、7月中旬に申請書をお送りしています。まだ申請をされていない方は、期限内に忘れずに申請してください。

また、該当すると思われる方で申請書がお手元にならない方は、福祉課までご連絡ください。

支給対象者 次の全ての要件を満たす方

- 平成26年1月1日において市の住民基本台帳に記録されている方
- 平成26年度の市民税（均等割）が課税されていない方
- ※ただし、市民税（均等割）が課税されている者の扶養親族や、生活保護を受けている方は対象外。
- 支給額 対象者1人につき1万円
- ※ただし、対象者が次のいずれかの年金や手当などを受給している場合、1人につき5千円加算します。

給している場合、1人につき5千円加算します。

○老齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当、原爆被爆者諸手当など

申請先 福祉課（郵送可）または豊田支所地域振興課
申請期限 12月26日（金）まで

問い合わせ先
福祉課厚生保護係
☎22111（内線255・276）

給付金

子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか

子育て世帯臨時特例給付金について、該当すると思われる方には、7月下旬に申請書をお送りしています。まだ申請をされていない方は、期限内に忘れずに申請してください。

また、該当すると思われる方で申請書がお手元にならない方は、子育て課までご連絡ください。

支給対象者 次の全ての要件を満たす方

- 平成26年1月1日の児童手当（特例給付を含む）の受給者の方
- 平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方
- 対象児童 支給対象者の平成26年1月1日の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童
- ※ただし、臨時福祉給付金の対象者および生活保護を受けている方などは対象外。
- 支給額 対象児童1人につき1万円

申請先 子育て課（郵送可）または豊田支所地域振興課
申請期限 平成27年1月28日（水）まで

なお、公務員の方には、申請書はお送りしていません。職場より発行された申請書、児童手当受給証明書、振込先の通帳（キャッシュカード）の写しなどを期限内にご提出ください。

介護

介護サービス利用奨励給付金

市では、居宅介護サービスなどを有効に活用していただくため、次のとおり奨励給付金を支給します。

支給対象者

平成26年11月1日現在で、次の①～④全ての要件に該当する方

- ①過去1年間、市内に6カ月以上住民登録があり、かつ、「要介護1」から「要介護5」までの認定を6カ月以上受け、自宅で生活を営む方（老人保健施設や医療機関に入所・入院している方は、3カ月以内に在宅で生活する見込みがある場合に限りま）
- ②世帯全員が市民税非課税世帯に属する方
- ③中野市重度心身障がい児（者）介護慰労金事業での障害者などに該当しない方
- ④今年4月から9月までの間に、居宅介護サービスなどを利用している方

※認知症対応型共同生活介護（グループホーム）利用者は対象外です。

支給額

左表のとおりです。
※軽減制度の適用を受けている方は、軽減額を控除した額が支給されます。

▼支給額（単位：円）	
要介護	給付額
1	70,000
2	80,000
3	120,000
4	120,000
5	120,000



要件に該当すると思われる方は、11月中旬に通知します。申請書を提出してください。

不明な点や詳細については、高齢者支援課へご相談ください。

問い合わせ先
高齢者支援課介護保険係（中野保健センター内）
☎22111（内線365）

防災

J-ALERT(全国瞬時警報システム) 自動放送試験を実施します

Jアラートの自動放送試験を次の日程で実施します。当日は、市内に設置している防災行政無線屋外子局（スピーカー）および各家庭に設置されている音声告知放送端末から、緊急放送が一斉に流れます。

なお、訓練放送ですので、実際に行動していただく必要はありません。

期日 11月28日(金)

時間 午前11時

実施団体 原則として、Jアラート受信機を運用する全ての地方公共団体

実施内容 防災行政無線および音声告知放送端末から放送を実施

- ①上りチャイム
- ②「これは試験放送です」(3回繰り返し)
- ③「こちらは、“こうほうなかの”です」
- ④下りチャイム

※各家庭の音声告知放送端末では最大音量で放送されます。

※災害発生や気象状況によっては、訓練放送を中止する場合があります。

【全国瞬時警報システム(Jアラート)とは】

国から送信される緊急地震速報、弾道ミサイル発射や武力攻撃といった有事情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を利用して、瞬時に国から地方公共団体に伝達し、防災行政無線を自動起動するシステムです。これにより迅速に情報を伝達することを目的としています。

問い合わせ先

危機管理課危機管理防災係

☎(22)2111(内線285・286)

募集

中野市地域防災計画の修正(素案) に対するご意見をお寄せください

災害対策基本法の改正などに伴い、市では現在、中野市地域防災計画の見直しを進めています。同計画の修正(素案)について、ご意見をお寄せください。

公表場所 危機管理課、豊田支所地域振興課、市公式ホームページ

ムペーシ(<http://www.city.nakano.nagano.jp>)
公表期間 11月25日(火)～12月19日(金)
提出方法 任意の様式に、住所、氏名、電話番号を明記の上、「中野市地域防災計画の修正(素案)に対する意見」と記載し、危機管理課へ直接

お持ちいただくか、郵送、ファクスまたはEメールで提出ください。
提出期限 12月19日(金)
問い合わせ・提出先 〒383-8614(住所記載不要)
危機管理課危機管理防災係
☎(22)2111(内線285)
ファクス(26)0349
Eメール hosai@city.nakano.nagano.jp

農業

人・農地プラン及び農政懇談会

本市においても、農業従事者の高齢化、後継者不足、遊休農地増加など、農業における「人」・「農地」に関する課題が生じています。こうした課題について、

人・農地プラン、農地中間管理事業などの農業振興策の活用を図りつつ、地域の農業者

および関係者の皆さんによる話し合いを通じて解決を進めるため、左表の日程で懇談会を開催します。

懇談会では、各種補助制度など、農業振興策全般についてもご説明します。

農業従事者やそのご家族、各地域にお住まいの方など大勢の皆さんのご参加をお待ちしています。



問い合わせ先
農政課農政係
☎(22)2111(内線253)

▼懇談会の日程など

地区	日	時	場	所
中野	11月13日(木)	午後6時30分～	J A中野市	中野事業所
日野	11月14日(金)	午後6時30分～	J A中野市	日野事業所
延徳	11月17日(月)	午後6時30分～	J A中野市	延徳事業所
平野	11月18日(火)	午後6時30分～	J A中野市	平野事業所
高丘	11月19日(水)	午後6時30分～	J A中野市	高丘事業所
長丘	11月20日(木)	午後6時30分～	J A中野市	長丘研修センター
科野	11月25日(火)	午後6時30分～	J A中野市	科野事業所
倭	11月26日(水)	午後6時30分～	J A中野市	倭事業所
平岡	11月27日(木)	午後6時30分～	J A中野市	平岡事業所
豊田	11月28日(金)	午後6時30分～	J A北信州みゆき	南部支所